**２．「ガイドライン」策定の趣旨**

　　国際的な潮流も踏まえ、国や大阪府は、人権尊重の社会づくりの取組みを　　進めているところですが、私たちのまわりでは、今も、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関して、差別が問題となる事案が発生して　　おり、一層の取組みが求められています。

　　こうした中、平成25（2013）年6月に、障がいを理由とする差別の解消を　　　社会において推進するため、**「障害者差別解消法[[1]](#footnote-1)」**が制定され、大阪府においては、障がいを理由とする差別について、府民の皆様の関心と理解を深めるため、平成27（2015）年3月に**「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」**を策定しました。

　　また、障がい以外の人権課題に係る差別についても、府民の皆様に理解を　　深めていただくことが重要であると考え、障がい者差別の解消に関する動きも　踏まえながら、平成27年度、この**「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～ 」**を策定しました。

**ガイドラインの目的 ①**

**差別の未然防止**

**事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例等を　　わかりやすく示すとともに、その判例から導くことができる「不当な　　差別的取扱い」を例示する**ことにより、差別解消に関する府民の皆様の理解と、事業者の取組みを促し、差別の未然防止を目指します。

**ガイドラインの目的 ②**

**大阪府や市町村の人権相談窓口をはじめとする相談窓口や、裁判外　紛争解決機関を紹介する**ことにより、個別事案の適切な　　解決につなげることを目指します。

**個別事案の適切な解決**

　　このガイドラインを活用していただき、差別の解消について、話し合い、　　　考え、理解を深め、差別のない、すべての人の人権が尊重される社会づくりに　　向けた取組みをさらに進めてください。

1. 正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 [↑](#footnote-ref-1)